

## あいち電子調達共同システム（物品等）

### 入札参加資格申請システム

#### 操作マニュアル ー 業者 ー

## 第12章 変更申請・変更届・団体追加申請

### 目 次

第12章 変更申請・変更届・団体追加申請 .....	12-1
12-1 変更申請・変更届 .....	12-1
12-1-1 入札参加資格申請システム メニュー .....	12-5
12-1-2 入札参加資格申請について .....	12-6
12-1-3 変更申請・変更届（項目の選択） .....	12-7
12-1-4 入力者情報の確認～変更項目のある画面の表示 .....	12-8
12-1-4-1 業者基本情報の入力画面〔メールアドレス（代表）〕欄について .	12-9
12-1-4-2 契約営業所情報の追加 .....	12-10
12-1-4-3 契約営業所情報の修正 .....	12-12
12-1-4-4 契約営業所情報の削除 .....	12-14
12-1-4-5 希望営業種目の追加 .....	12-15
12-1-5 入力内容確認 .....	12-16
12-1-6 申請仮受付終了 .....	12-18
12-2 団体追加申請 .....	12-19
12-2-1 入札参加資格申請システム メニュー .....	12-21
12-2-2 入札参加資格申請について .....	12-22
12-2-3 団体追加申請（項目の選択） .....	12-23
12-2-4 入力者情報の確認～変更項目のある画面の表示 .....	12-24
12-2-5 入力内容確認 .....	12-25
12-2-6 申請仮受付終了 .....	12-26
12-3 申請取下 .....	12-27

## 第12章 変更申請・変更届・団体追加申請

入札参加資格者名簿への登録後、既登録内容に変更が生じた場合は、システムより変更申請または変更届を提出します。

また、申請先団体を追加するには、システムより団体追加申請を提出します。

定時受付期間（名簿更新年の1月4日から2月15日まで（※その年度により前後します。））に行った入札参加資格申請（新規・継続申請）に対する変更申請・変更届・団体追加申請は、随時受付が開始される4月1日になるまで行えません。

### 12-1 変更申請・変更届

既登録内容に変更が生じたときには、システムより変更申請または変更届を提出します。重要な事項に関する変更は変更申請で、比較的軽微な内容の変更は変更届により行います。

変更申請では、システムによるデータ送信のほかに、別送書類等の送付が必要となる場合があります。

また、変更申請は、変更申請（共通審査事項）と変更申請（希望営業種目）に分かれます。変更申請・変更届の詳細は以下のとおりです。

#### [1]変更申請（共通審査事項）…審査期間あり

##### 変更項目

共通審査事項（申請者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名）

##### 処理概要

申請者は、システムにより変更申請するとともに、別送書類を関係団体へ送付します。変更内容は、関係団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、変更する内容や関係する団体によって異なります。（「変更申請に必要な別送書類」及び「名簿登載までの所要期間」についてはHPからご確認いただけます。）

#### [2]変更届…原則、システムによる自動受付

##### 変更項目

変更申請の対象項目（[1]及び[3]）以外の項目

##### 処理概要

システムで変更届を提出した内容は、原則として、システムが受け付けた日に有効となります。ただし、変更内容に疑義が生じた場合等には、後日、関係する団体による臨時審査が実施されることがあります。（臨時審査の方法等については、関係団体の指示によってください。）

#### [3]変更申請（希望営業種目）…審査期間あり

##### 変更項目

希望営業種目

##### 処理概要

申請者は、システムにより変更申請します。（別送書類が必要となる場合があります。）変更内容は、関係団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、変更する内容や関係する団体によって異なります。（「変更申請に必要な別送書類」及び「名簿登載までの所要期間」についてはHPからご確認いただけます。）

#### [4]その他

- ・特殊な変更（法人の合併・分割等）については、共通審査自治体にお問い合わせください。（新規申請や廃業等の手続きを組み合わせで行います。）
- ・決算状況（法人）、製造販売等実績、経営状況、営業年数、契約辞退等状況については変更が生じた場合も、変更申請・変更届を行っていただく必要はありません。変更提出区分およびシステム上の画面名、変更項目は下記のとおりです。

### [1] 変更申請（共通審査事項）または[2]変更届の提出

提出区分	画面名	変更項目
[1]変更申請 (共通審査事項) *審査期間あり・ 別送書類要	入力者情報の確認	・商号又は名称
	業者基本情報の入力	・申請者（本店）所在地、商号又は名称（フリガナ）、代表者職氏名
[2]変更届 *審査期間なし・ 別送書類不要	業者基本情報の入力	・郵便番号、代表電話番号、代表 FAX 番号、メールアドレス（代表） ・（法人の場合）払込資本金（合計のみ）（個人の場合）自己資本額 ・常勤職員数、障害者雇用状況 ・主たる事業の種類、官公需組合情報（適格組合証明）
	契約営業所情報の入力	・契約営業所の区分（本店・支店等）、契約営業所名、受任者職氏名、所在地、電話番号（契約事務）、FAX 番号（契約事務）、メールアドレス（契約事務）
	申請先団体別契約営業所の選択	・申請先団体別契約営業所
	有資格者情報の入力	・有資格者（建物等各種施設管理等）の人数
	ISO 認証取得状況の入力	・ISO 認証取得状況

注) ◆ [1]変更申請（共通審査事項）と[2]変更届を同時に提出することは可能ですが、その場合は変更内容全てが [1]変更申請の扱いとなり、審査期間を要します。

- ◆ [1]変更申請（共通審査事項）または[2]変更届と[3]変更申請（希望営業種目）を同時に行うことはできません。先に[1]変更申請（共通審査事項）または[2]変更届の手続きを行ってから[3]変更申請（希望営業種目）を行ってください。

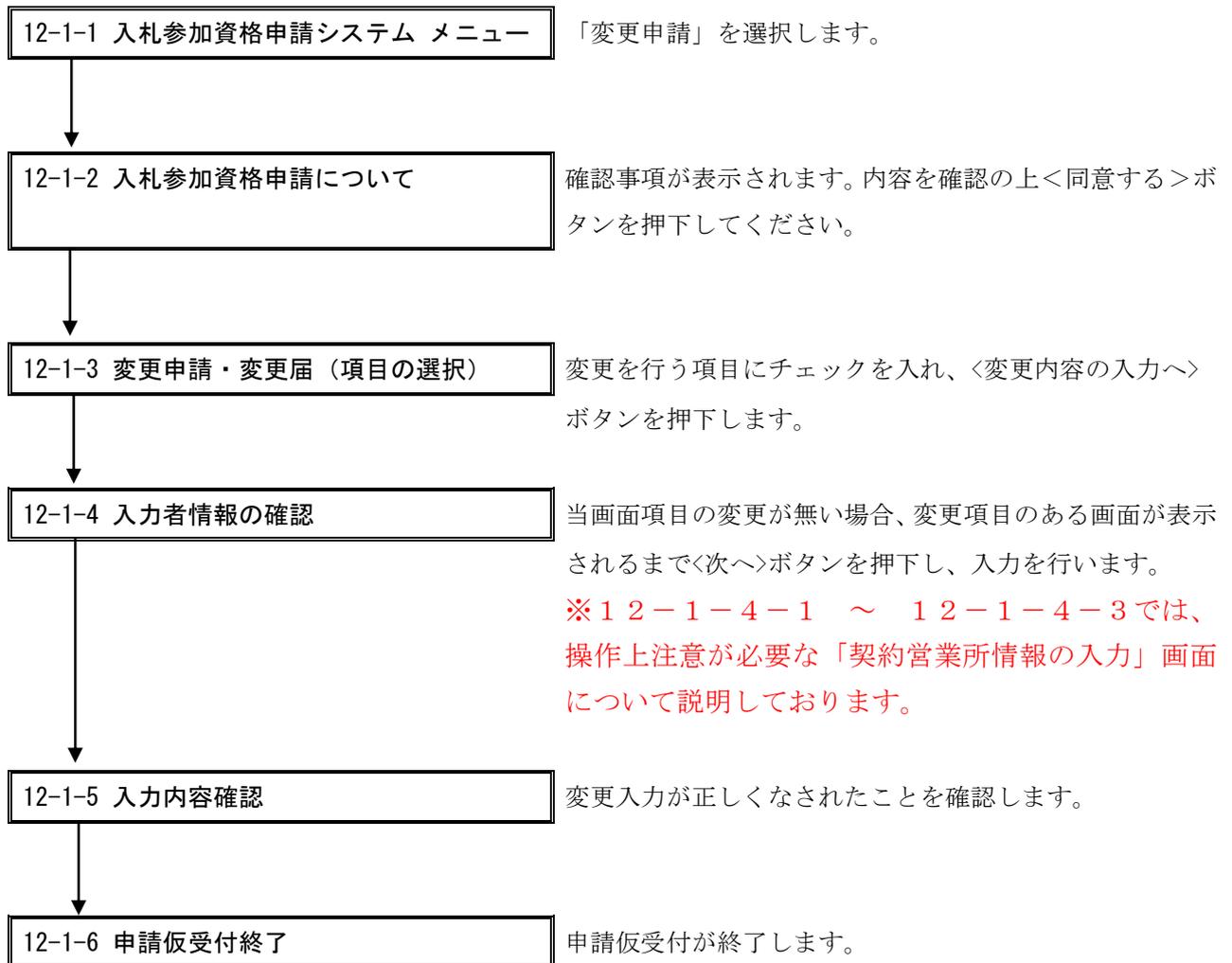
### [3] 変更申請（希望営業種目）の提出

提出区分	画面名	変更項目
[3]変更申請 (希望営業種目) *要審査期間・ 場合により 要別送書類	希望営業種目の入力	・希望営業種目（中分類）、取扱内容（小分類、細分類）
	申請先団体別希望営業種目の選択	・申請先団体別希望営業種目・順位
	申請書類アップロード(*)	・申請書類（電子ファイル） *希望営業種目を変更した申請先団体が添付書類を必要とする場合のみ要変更

※各変更項目はシステム上の画面〔12-1-3 変更申請・変更届（項目の選択）〕で選択を行います。選択した項目に応じて各画面上で入力可能な項目が制御されます。（12-1-3 参照）

※ [入力者情報の確認] 画面の入力者連絡先は、[1]変更申請（共通審査事項）または[2]変更届、[3]変更申請（希望営業種目）ともに変更可能です。

変更申請・変更届は次のような画面構成となっています。



### 12-1-1 入札参加資格申請システム メニュー

システムにログイン後、メニュー画面より、「変更申請」のリンクを押下します。

The screenshot displays the main menu of the bidding participation qualification application system. At the top, there is a header with the system name and user ID [PSMN0030]. Below the header, user information is shown: 業者統一番号 (Business Unified Number) 20004965 and 商号又は名称 (Trade Name or Name) 株式会社あいち商店. A 'ログアウト' (Logout) button is present. The main content area is titled '平成20・21年度' (Heisei 20-21 Fiscal Year) and contains several sections: '申請に関するもの' (Applications), '追加届の登録' (Registration of Additional Submissions), '代理人への委任に関するもの' (Matters related to delegation to agents), '参加資格名簿に関するもの' (Matters related to participation qualification registers), and 'ID・パスワードの管理' (ID and Password Management). The '変更申請' (Change Application) link under '申請に関するもの' is circled in red. At the bottom left, the code (CODE:127100002) is displayed.

## 12-1-2 入札参加資格申請について

入札参加資格申請についての確認事項が表示されます。

共通審査についての確認 <span style="float: right;">[PSVN0000]</span>	
平成28・29年度 新規申請	
<p>本システムでは登録の際の申請・審査の効率化を目的として複数団体の申請の共通事項を1か所への申請で済むよう共通審査をしています。共通審査について以下の同意文をお読みいただき、同意されるかどうか、下のボタンより選択してください。</p> <p style="text-align: center;">同意文</p> <p>複数の自治体へ一括申請する場合において、“地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと”並びに“国税及び愛知県税に未納がないこと”を確認するために共通審査自治体(※)へ提出された書類の審査結果を、他の自治体へ提供されることに同意します。</p> <div style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"> <span style="font-size: 1.2em; margin-right: 10px;">(1)</span> <input type="button" value="同意する"/> <input type="button" value="同意しない"/> </div>	
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>[地方自治法施行令第167条の4第1項] 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除く(ほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>[地方自治法施行令第167条の11第1項] 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。</p> <p>[暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項] 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。 1 指定暴力団員 2 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 3 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの 4 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>※共通審査自治体 複数の自治体へ一括申請した場合において、“地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと”並びに“国税及び愛知県税に未納がないこと”を同時申請した自治体を代表して審査する自治体。</p>	

### 【項目説明】

#### (1) 処理の選択

ボタン名	説明
<同意する>ボタン	〔12-1-3 変更申請・変更届(項目の選択)〕画面が表示されます。
<同意しない>ボタン	同意していただけない場合には申請はできません。このボタンを押下すると、〔12-1-1 入札参加資格申請システムメニュー〕画面に戻ります。

### 12-1-3 変更申請・変更届（項目の選択）

変更項目（変更申請・変更届）を選択します。

**変更申請・変更届(項目の選択)**

[PSVM0010]

株式会社あいす商店

平成26・27年度 変更申請

---

**○「変更申請」及び「変更届」の概要について**

申請内容に変更が生じたときには、原則として、システムにより変更申請・変更届を提出します。  
また、システムによるデータ送信のほかに、別送書類等の送付が必要となる場合があります。  
変更申請・変更届には、次の提出区分があります。

**[1]変更申請(共通審査事項)・・・審査期間あり**

**変更項目**  
共通審査事項(申請者の住所、商号又は名称、代表者職氏名)

**処理概要**  
申請者は、システムにより変更申請するとともに、別送書類を関係団体へ送付します。変更内容は、関係団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、変更する内容や関係する団体によって異なります。(「変更申請に必要な別送書類」及び「名簿登録までの所要期間」についてはこちら)

**[2]変更届・・・原則、システムによる自動受付**

**変更項目**  
変更申請の対象項目([1]及び[3])以外の項目

**処理概要**  
システムで変更届を提出した内容は、原則として、システムが受け付けた日に有効となります。  
ただし、変更内容に競標が出た場合には、後日、関係する団体による臨時審査が実施されることがあります。(臨時審査の方法等については、関係団体の指示によってください。)

**[3]変更申請(希望営業種目)・・・審査期間あり**

**変更項目**  
希望営業種目

**処理概要**  
申請者は、システムにより変更申請します。(別送書類が必要となる場合があります。)  
変更内容は、関係団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、変更する内容や関係する団体によって異なります。(「変更申請に必要な別送書類」及び「名簿登録までの所要期間」についてはこちら)

**[4]その他**

- ・特殊な変更(法人の合併・分割等)については、共通審査自治体にお問い合わせください。(新規申請や廃業等の手続きを組み合わせで処理します。)
- ・決算状況(法人)、製造販売等実績、経営状況、営業年数、契約辞退等状況は変更不要です。

---

**[1]変更申請(共通審査事項) 又は [2]変更届 を提出する**

変更項目を「あり」に変更のうえ、本表下の「変更内容の入力へ」ボタンをクリックしてください。

提出区分	変更内容	今回変更	
[1]変更申請 (共通審査事項)	業者基本情報	・申請者所在地、商号又は名称、代表者職氏名 ・郵便番号、代表電話番号、代表FAX番号、メールアドレス(代表) ・払込資本金 ・常勤職員数、障害者雇用状況 ・主たる事業の種類、官公需組合情報(適格組合証明)	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
	[2]変更届	契約営業所情報/申請先団体別契約営業所 ・契約営業所の区分(本店・支店等)、契約営業所名、受任者職氏名、所在地、電話番号(契約事務)、FAX番号(契約事務)、メールアドレス(契約事務) ・申請先団体別契約営業所 有資格者情報 ・有資格者(建物等各種施設管理等)の人数 ISO認証取得状況 ・ISO認証取得状況	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

・ [1]変更申請(共通審査事項)と[2]変更届を同時に「あり」とした場合は、変更内容全てが[1]変更申請となります。  
 ・ [3]変更申請(希望営業種目)との並行手続きはできませんので、先に[1]変更申請(共通審査事項)及び[2]変更届の手続きをお済ませください。

>> 変更内容の入力へ

---

**[3]変更申請(希望営業種目)を提出する**

変更項目を「あり」に変更のうえ、本表下の「変更内容の入力へ」ボタンをクリックしてください。

提出区分	変更内容	今回変更
[3]変更申請 (希望営業種目)	希望営業種目/申請先団体別希望営業種目 ・希望営業種目(中分類)、取扱内容(小分類、細分類) ・申請先団体別希望営業種目・順位	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり

>> 変更内容の入力へ

---

**[3] 申請をやめる**

申請をやめる

#### 【項目説明】

- (1) [1]変更申請（共通審査事項）又は[2]変更届を提出する場合は、変更する項目の「あり」のラジオボタンを押下し、<変更内容の入力へ>ボタンを押下します。
- (2) [3]変更申請（希望営業種目）を提出する場合は、「あり」のラジオボタンを押下し、<変更内容の入力へ>ボタンを押下します。
- (3) 処理の選択

#### <申請をやめる>ボタン

申請を中止して、〔12-1-1 入札参加資格申請システム メニュー〕画面に戻ります。

### 12-1-4 入力者情報の確認～変更項目のある画面の表示

〔12-1-3 変更申請・変更届（項目の選択）〕画面で<変更内容の入力へ>ボタンを押下すると、〔入力者情報の確認〕画面が表示されます。

当画面に変更項目がある場合、該当する項目のみ変更入力を行います。

当画面の項目について変更する必要がない場合は、変更項目のある画面が表示されるまで<次へ>ボタンを押下します。

なお、各画面上で変更申請・変更届が不可能な項目は入力できないよう制御されます。

※表示画面および項目については、『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第4章 新規申請』をご参照ください。

※「新規申請」と異なり、入力途中でのデータの「一時保存」は出来ません。

#### (1) 処理の選択

ボタン名	説明
<次へ>ボタン	入力内容の基本チェックの後、次画面へ進みます。（入力誤りがある場合には、エラーメッセージが表示されます。）
<申請をやめる>ボタン	申請を中止して、〔12-1-1 入札参加資格申請システムメニュー画面〕に戻ります。

### 12-1-4-1 業者基本情報の入力画面〔メールアドレス（代表）〕欄について

変更申請の際に、契約営業所情報の本店（本社）メールアドレスの変更忘れを防ぐために、業者基本情報画面の〔メールアドレス（代表）〕欄に、当画面の〔メールアドレス（代表）〕と契約営業所情報の〔本店（本社）メールアドレス〕が同じかどうかを確認するチェックボックスを表示します。

チェックボックスにチェックを入れることによって、自動的に契約営業所情報の本店（本社）メールアドレスが当画面にて入力したメールアドレス（代表）と同じ内容に更新されます。

※契約営業所情報中に本店（本社）情報が登録されていない場合、チェックボックスは表示されません。



## 業者基本情報の入力

[PSVM0040]

株式会社あいし商店

平成28・29年度 変更申請

入力者 → 申請先団体 → 業者基本 → 契約営業所 → 申請先別契約営業所 → 希望営業種目 → 申請先別希望営業種目 → 有資格者情報 → 納税情報 → ISO認証取得 → 申請書類アップロード → 共通審査自治体 → 内容確認 → 申請完了

申請をやめる < 戻る 次へ >

申請者及び会社等全般に関する基本情報を入力してください。  
 外字等については、正字等に置き換えて入力してください。  
 正字等に置き換えられない場合は、ひらがな等で入力してください。  
 ○が付いている項目は必ず入力してください。

申請者(本店)		
業者統一番号	<input type="text" value="20054363"/> [半角]	入力の必要はありません。
会社法人等番号	<input type="text" value="1234"/> - <input type="text" value="56"/> - <input type="text" value="789098"/> 半角	法人の場合、商業・法人登記の会社法人等番号(履歴事項全部証明書に記載)を、4桁-2桁-6桁で3つの入力欄に入力してください。 (例: 1234-56-789012)
所在地	郵便番号 <input type="text" value="0000"/> - <input type="text" value="0000"/> [半角] 愛知県 <input type="text" value="名古屋市中川区"/> 町名番地 <input type="text" value="〇〇市〇〇5-3-1"/> (方書) <input type="text"/> [全角]	・愛知県内のとき 県名と市区町村名をプルダウンから選択のうえ、町名番地欄に続けて入力してください。 ・愛知県外のとき 都道府県名をプルダウンから選択のうえ、町名番地欄に市区町村名から全て入力してください。 ・「丁目」、「番地」、「号」等は、「-」(ハイフン)に略し、算用数字[全角]を用いて入力してください。(例: 〇〇市〇〇5-3-1) ※「-」(ハイフン)を、「ー」(長音)、「-」(マイナス)及び「ー」(ダッシュ)と誤らないでください。 ・「方書」は、登記ビル名等がある場合のみ入力してください。(例: 〇〇ビル) ただし、登記がないが、通常統一的に利用している場合は入力可能とします。 登記上と事実上の本店所在地が異なる場合は、「登記上と異なる」を選択のうえ、登記上の所在地も入力してください。
商号又は名称(漢字)	[前付] 株式会社 名称 あいし商店 [全角] [後付]	
商号又は名称(フリガナ)	<input type="text" value="アイシショウテン"/> [全角カタカナ]	上の名称欄のフリガナを入力してください。 ※「カブシキガイシャ」等は入力しないでください。 (例: アイシショウテン)
代表者職氏名(職名)	<input type="text" value="代表取締役"/> [全角]	登記上の肩書きを入力してください。法人の場合、必須入力となります。 (例: 代表取締役) ※「社長」、「会長」等の通称は入力しないでください。 ただし、通常統一的に利用している場合は入力可能とします。
代表者職氏名(氏名)	<input type="text" value="愛知 太郎"/> [全角]	姓と名の間は全角スペースで1文字あけてください。 (例) 愛知 太郎
代表電話番号	<input type="text" value="123"/> - <input type="text" value="456"/> - <input type="text" value="7890"/> [半角]	
代表FAX番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> [半角]	
メールアドレス(代表)	当メールアドレスと契約営業所情報の本店(本社)メールアドレスが <input checked="" type="checkbox"/> 同じ ※チェックを入れると、契約営業所の本店(本社)メールアドレスが下記と同じ内容に置き換わります。 ※異なる場合は、次画面にて契約営業所の本店(本社)メールアドレスに正しいメールアドレスが登録されているか確認してください。	メールアドレス(代表)を入力してください。(継続申請のご案内等の送信先となりますので、継続して受信可能なメールアドレスをお勧めします) ※フリーメールアドレスは利用しないでください。 (例) xxx@hotmail.com, xxx@yahoo.co.jp

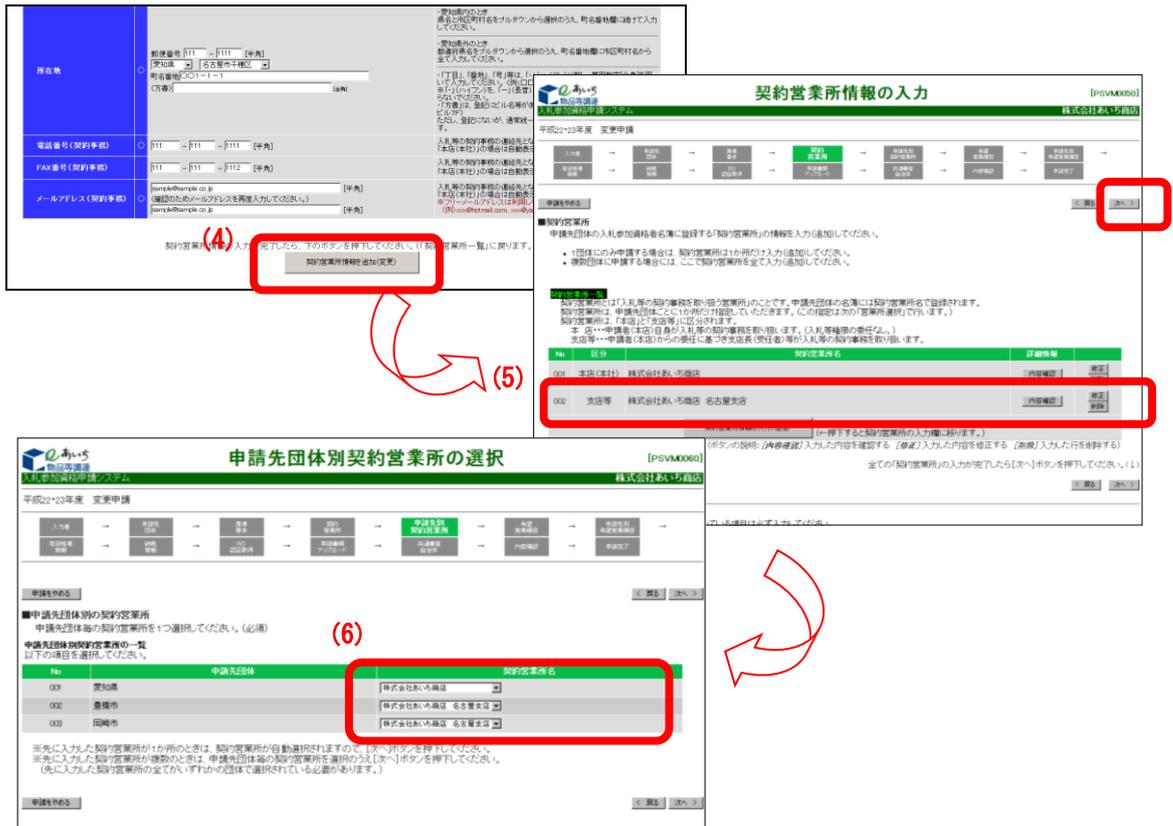
## 12-1-4-2 契約営業所情報の追加

契約営業所を追加する場合は以下の操作を行います。

(1) <契約営業所情報の入力(追加)>ボタンを押下します。

(2) [契約営業所の入力] 欄に移ります。

(3) 内容を入力します。入力項目の詳細については『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第4章 新規申請 4-1-6 契約営業所情報の入力』を参照してください。



- (4) 画面下部の「契約営業所情報を追加(変更)」ボタンを押下して、「契約営業所一覧」に追加します。
- (5) 追加した契約営業所が「契約営業所一覧」に表示されていることを確認し、「次へ」ボタンを押下します。
- (6) 申請先団体ごとの契約営業所を選択します。



- (7) 申請が完了し、一定時間（10分以上）経過後、名簿に登載されたことを確認します。  
（※ただし、変更届の場合に限ります。変更申請の場合は審査がありますので、審査終了後、申請先団体から送付される審査完了通知メールに記載の資格有効開始日以降に確認します。）

### 12-1-4-3 契約営業所情報の修正

既に登録している契約営業所の契約営業所情報を修正する場合は以下の操作を行います。

※必ず、**<修正>**ボタンを押下して修正してください。誤って削除すると入札等への参加に支障がある場合があります。詳細については次頁の「注意書き」を参照のこと。

**契約営業所情報の入力** [PSVM0050]

株式会社あいち商店

平成22~23年度 変更申請

申請の流れ: 入力済 → 申請内容確認 → 審査 → 審査結果通知 → **契約営業所** → 契約営業所情報の入力 → 契約営業所情報の確認 → 完了

申請内容確認

■ 契約営業所  
申請先団体の入札参加資格者名簿に登録する「契約営業所」の情報を入力(追加)してください。

- 1団体につき申請する場合は、契約営業所は1か所だけ入力(追加)してください。
- 複数団体に申請する場合は、ここで契約営業所を全て入力(追加)してください。

**契約営業所一覧**  
契約営業所とは「入札等の契約事務を取り扱う営業所」のことです。申請先団体の名簿には契約営業所名で登録されます。契約営業所は、申請先団体ごとに1か所だけ指定していただきます。(この指定は次の「営業所選択」で行います。)  
契約営業所は、「本店」と「支店等」に区分されます。  
本店・・・申請者(本店)自身が入札等の契約事務を取り扱います。(入札等権限の委任あり。)  
支店等・・・申請者(本店)からの委任に基づき支店長(委任者)等が入札等の契約事務を取り扱います。

No.	区分	契約営業所名	詳細情報
001	本店(本社)	株式会社あいち商店	内容確認 修正
002	支店等	株式会社あいち商店 名古屋支店	内容確認 <b>修正</b>

契約営業所情報の入力(追加) (←押下すると契約営業所の入力欄に移ります。)  
(ボタンの説明: [内容確認] 入力した内容を確認する [修正] 入力した)

■ 契約営業所情報の入力  
契約営業所情報を入力してください。入力されている情報は必ず入力してください。

契約営業所名: 株式会社あいち商店  
住所: 名古屋市中区栄1-1-1  
支店名: 名古屋支店  
支店長: 田中 太郎  
支店長Eメール: t.tanaka@aitichonin.com

変更箇所: 支店名

(1) <修正>ボタンを押下します。

(2) 「契約営業所の入力」欄に登録済の契約営業所情報が表示されます。

(3) 変更箇所について内容を入力します。詳細は『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第4章 新規申請 4-1-6 契約営業所情報の入力』を参照してください。

The screenshot shows the '契約営業所情報の入力' (Input of Contract Business Information) screen. On the left, there is a form for contract business information with fields for phone number, fax number, and email address. A red box labeled (4) highlights the '契約営業所情報追加(変更)' button. In the center, there is a detailed form for '契約営業所情報' (Contract Business Information) with fields for '区分' (Division), '名称' (Name), '所在地' (Location), and '電話番号' (Phone Number). A red box labeled (5) highlights the '内容確認' (Content Confirmation) button. On the right, there is a navigation menu with a red box labeled (6) highlighting the '次へ' (Next) button. Red arrows indicate the flow from the left form to the main input screen, and from the main input screen to the 'Next' button.

- (4) 画面下部の<契約営業所情報を追加(変更)>ボタンを押下します。
- (5) <内容確認>ボタンを押下すると、別ウィンドウが開くので変更が反映されていることを確認し、<閉じる>ボタンを押下します。
- (6) <次へ>ボタンを押下します。
- (7) 申請が完了し、一定時間（10分以上）経過後、名簿に登載されたことを確認します。  
(※ただし、変更届の場合に限ります。変更申請の場合は審査がありますので、資格有効開始日以降に確認します。)

### ！ 注 意 ！

**登録済みの契約営業所情報を修正する場合には必ず、<修正>ボタンを押下して修正してください。**

<削除>ボタンを押下してから、契約営業所情報を入力した場合、仮に同一の契約営業所情報を入力し直しても、システム上は別の契約営業所として扱われます。その場合、現在使用中のICカードが使用できなくなります。また、入札等に参加中であった場合、削除前の契約営業所が参加していた案件に参加することができなくなる場合があります。

ただし、登録済の契約営業所を支店から本店に変更する場合は、<削除>ボタンにより支店を削除し、本店を再度登録します。本店から支店への変更の場合も同様です。(※<修正>ボタンにより支店から本店への変更等はできません。)



### 12-1-4-5 希望営業種目の追加

希望営業種目を追加する場合は以下の操作を行います。

希望営業種目の入力 [PSVM0070]

平成28~27年度 変更申請

申請をやりぬる <戻る 次へ>

営業種目は第10希望まで申請できます(※)。この画面ではまず、次の手順により営業種目と基本種目を入力してください。  
1 希望する営業種目を選択(10種目までチェック)のうえ、取扱内容を選択(数制限なし)します。  
2 選択した営業種目の基本種目を選択(第10希望まで)し、次へボタンを押下します。  
(※団体別に異なる営業種目を希望することも可能です。入力手順はマニュアルをご覧ください。)

選択	営業種目	基本種目
<input checked="" type="checkbox"/>	01: 製造・販売 (小分類) <input checked="" type="checkbox"/> コピー <input checked="" type="checkbox"/> マイクロ写真製作 <input type="checkbox"/> その他	1
<input checked="" type="checkbox"/>	02: 売物・雑貨 (小分類) <input checked="" type="checkbox"/> 食器類 <input checked="" type="checkbox"/> タオル製品 <input checked="" type="checkbox"/> ビニール・プラスチック製品 <input checked="" type="checkbox"/> 日用雑貨 <input checked="" type="checkbox"/> 清掃用品	2
<input type="checkbox"/>	15: 外国語	
<input type="checkbox"/>	16: その他の業務委託等	

※入力した内容を確認の上、[次へ]ボタンを押下してください。

申請をやりぬる <戻る 次へ>

(1) 追加する希望営業種目を選択します。必要に応じて希望順位を再設定し、〈次へ〉ボタンを押下します。

入力項目および手順の詳細、参考資料については『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第4章 新規申請 4-1-8 希望営業種目の入力』を参照してください。

申請先団体別希望営業種目の選択 [PSVM0080]

平成28~27年度 変更申請

申請をやりぬる <戻る 次へ>

■申請先団体別希望営業種目の一覧  
申請先の団体で取り扱う営業種目を希望順に10個まで選択してください。(必須)  
※前画面で希望営業種目を変更したときは、この画面でも団体ごとに希望営業種目を確認・変更してください。

希望種目	団体別
第1希望	株式会社NEC_001
第2希望	01 製造・販売 01 コピー
第3希望	01 製造・販売 02 売物・雑貨
第4希望	01 製造・販売 03 食品・医薬・農薬
第5希望	
第6希望	
第7希望	
第8希望	
第9希望	
第10希望	

※希望営業種目の入力が完了したら[次へ]ボタンを押下してください。

申請をやりぬる <戻る 次へ>

(2) 申請先団体ごとの希望営業種目を選択し、〈次へ〉ボタンを押下します。

※申請先団体が複数ある場合は、申請先団体のタブ（画面左に表示）を必ず選択してから希望営業種目を選択してください。申請先団体ごとに希望営業種目を選択する必要があります。  
入力項目の詳細については『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第4章 新規申請 4-1-9 申請先団体別希望営業種目の選択』を参照してください。

(3) 申請を完了させます。変更申請には審査がありますので、資格有効開始日以降、名簿に登載されたことを確認します。

### 12-1-5 入力内容確認

変更入力終了後、「入力内容確認」画面が表示されるまで<次へ>ボタンを押下して、画面を送ってください。

変更入力が正しく行われたことを確認します。

※〔12-1-3 変更申請・変更届（項目の選択）〕画面で選択した変更項目により、当画面に表示される項目は異なります。



## 入力内容確認

[PSVX0200]

入札参加資格申請システム
株式会社あいさ商店

平成24・25年度 変更申請

入力者  
有資格者  
情報
→
申請先  
団体  
納税  
情報
→
業者  
基本  
ISO  
認証取得
→
契約  
営業所  
申請書類  
アップロード
→
申請先別  
契約営業所  
共通審査  
自治体
→
内容確認
→
申請先別  
希望営業種目  
申請完了

申請内容を確認してください。

入札参加資格(有効期間:平成26年3月31日までの審査を申請します。

申請先団体	変更申請	愛知県	半田市
	変更届		

業者統一番号	20018109
法人・個人	法人
会社法人等番号	1234-56-789876

**入力者情報**

商号又は名称	株式会社あいさ商店
連絡先部署名	営業部
担当者氏名	担当者
電話番号	00-0000-0000
FAX番号	00-0000-0000
メールアドレス	damy@.com

**業者基本情報**

申請者(本店)		
本店所在地	変更前	000-0001 愛知県 名古屋市 中川区 □□市○○5-3-1
	変更後	000-0001 愛知県 半田市 □□市○○5-3-1

001 愛知県	2000528500	株式会社あいさ商店
002 豊橋市	2000528503	株式会社あいさ商店 豊橋支店
003 春日井市	2000528502	株式会社あいさ商店 春日井支店
<b>変更後</b>		
001 愛知県	2000528503	有限会社あいさ商店 豊橋支店
002 豊橋市	2000528500	有限会社あいさ商店
003 春日井市	2000528502	有限会社あいさ商店 春日井支店

**納税状況**

No	申請先団体	課税番号
001	豊橋市	99999999
002	春日井市	77777777

**申請書類(電子ファイル)一覧**

No	申請先団体	申請書類	ファイル名
共通審査自治体			
		愛知県	

すべて正しく入力したことを確認後、「申請」ボタンを押下し、申請してください。  
 入力内容を訂正する場合は、「最初の入力画面に戻る」ボタンを押下し、最初の入力画面に戻り、正しく入力し直してください。  
 「申請」ボタンを押下する前に、この画面を印刷して入力内容を確認することをお勧めします。

(1) 申請をやめる
印刷する
< 戻る
最初の入力画面に戻る
申請

「申請」ボタンを押下後、完了まで数秒かかることがあります。「申請仮受付終了」が表示されるまでしばらくお待ちください。

【項目説明】

(1) 処理の選択

ボタン名	説明
〈印刷する〉ボタン	現在表示されている画面が印刷されます。
〈申請〉ボタン	入力した申請データを登録します。登録処理が終了すると、〔12-1-6 申請仮受付終了〕画面が表示されます。〈申請〉ボタンを押下後、完了まで数秒かかることがあります。
〈戻る〉ボタン	この画面の入力を中止し、前画面に戻ります。 ただし、入力済みの内容は保持されます。
〈最初の入力画面に戻る〉ボタン	〔入力者情報の確認〕画面に戻ります。ただし、入力済みの内容は保持されます。
〈申請をやめる〉ボタン	申請を中止して、〔12-1-1 入札参加資格申請システムメニュー〕画面に戻ります。

### 12-1-6 申請仮受付終了

変更申請または変更届の仮受付が終了します。

申請仮受付終了	
受付番号	3000001232
申請種類	平成20・21年度 変更申請
商号又は名称	協同組合あいち商店
<input type="button" value="申請内容表示"/> <input type="button" value="このページを印刷する"/>	
申請に係る仮受付が終了しました。 別送書類送付先一覧の「表示・印刷」ボタンを押下して開いた画面を印刷してください（書類の郵送時に同封が必要です）。	
※申請仮受付通知メールを入力者のメールアドレスに送信しました。	
■別送書類送付先一覧	
共通審査自治体	別送書類
愛知県	<input type="button" value="表示・印刷"/>
その他別送書類送付先	
豊橋市	<input type="button" value="表示・印刷"/>
春日井市	<input type="button" value="表示・印刷"/>
<input type="button" value="メニューに戻る"/>	

変更届のみの提出の場合は、原則としてシステムが申請を受付した日に変更内容が名簿に反映されます。

変更申請と変更届を同時に提出する場合、申請先団体による審査期間を要します。

なお、申請先団体が別送書類を必要としない場合は、別送書類送付先一覧欄の〈表示・印刷〉ボタンを押下して表示される画面の印刷および郵送の必要はありません。

## 12-2 団体追加申請

システムによる入札参加資格申請の手続きがお済みの申請者は、団体追加申請を行うことができます。団体追加申請は、システムによるデータ送信のほかに、別送書類等の送付が必要となる場合があります。（提出済みの共通審査用別送書類については、改めて送付する必要がありません。）

団体追加申請には、次の区分があります。

### [1]団体追加申請（団体追加のみ）

#### 処理対象

既に登録済みの契約営業所及び希望営業種目を変更することなく、団体追加申請のみを行います。この団体追加申請は、制度上、追加申請先団体への入札参加資格申請（新規）として扱われます。比較的簡単な入力項目で済みますので、通常はこの区分により申請してください。

#### 入力事項

追加申請先団体名、追加申請先団体の契約営業所及び営業種目順位等を入力します。

#### 処理概要

申請者は、システムにより団体追加申請します。（別送書類が必要となる場合があります。）申請内容は、追加申請団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、追加申請団体によって異なります。（詳しくはHPよりご確認ください。）

### [2]団体追加申請（契約営業所の追加等を含む）

#### 処理対象

団体追加申請にあわせて、契約営業所の追加及び希望営業種目の変更をすることができます。この団体追加申請は、制度上、追加申請先団体への入札参加資格申請（新規）として扱われます。また、既に登録済みの団体に対する希望営業種目の変更は、それらの団体への変更申請（希望営業種目）として扱われます。

#### 入力事項

上記[1]の入力内容に加え、追加する契約営業所情報や変更する希望営業種目の変更内容等を入力します。

#### 処理概要

申請者は、システムにより団体追加申請します。（別送書類が必要となる場合があります。）申請内容は、関係団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、変更する内容や関係する団体によって異なります。（詳しくはHPよりご確認ください。）

#### 注意事項

登録済みの団体に対する変更申請及び変更届が必要な場合には、先にそちらをお済ませください。ただし、変更申請（希望営業種目）に限っては、[2]団体追加申請（契約営業所の追加等を含む）を選択することにより、同時に手続きを行うことが可能です。

団体追加申請の変更項目と入力を行うシステム上の画面名は下記のとおりです。

[1] 団体追加申請（団体追加のみ）

画面名	追加変更項目・変更内容	
申請先団体の選択	・申請先団体の追加	追加団体に対してのみ 変更可能
申請先団体別契約営業所の選択	・申請先団体毎の契約営業所の選択	
申請先団体別希望営業種目の選択	・申請先団体別営業種目・順位	
納税状況の入力	・申請団体の納税状況の入力	
申請書類アップロード(*)	・申請書類（電子ファイル） *団体追加申請を行う申請先団体が添付書類を必要とする場合のみ	

[2] 団体追加申請（契約営業所の追加等を含む）

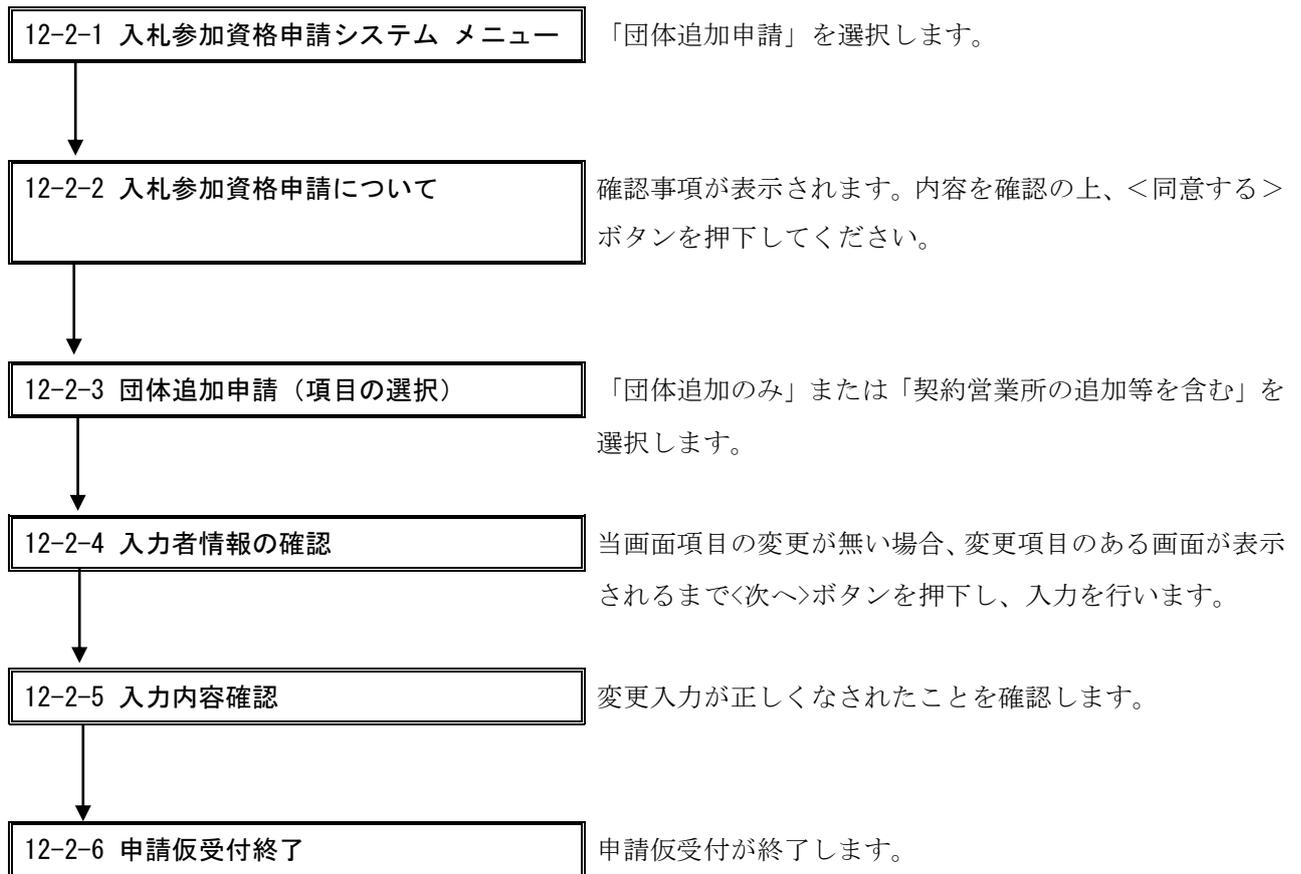
\*登録済みの団体に対する希望営業種目の変更は、変更申請（希望営業種目）として扱われます。

画面名	追加変更項目・変更内容	
申請先団体の選択	・申請先団体の追加	追加団体に対してのみ 変更可能
契約営業所情報の入力	・契約営業所の情報（名称、所在地、電話番号等）	
申請先団体別契約営業所の選択	・申請先団体毎の契約営業所の選択	
希望営業種目の入力	・希望営業種目（中分類）、取扱内容（小分類、細分類）	登録済み団体・ 追加団体とも 変更可能
申請先団体別希望営業種目の選択	・申請先団体別営業種目・順位	
納税状況の入力	・申請団体の納税状況の入力	追加団体のみ
申請書類アップロード(*)	・申請書類（電子ファイル） *団体追加申請を行う申請先団体が添付書類を必要とする場合のみ	追加団体のみ

※[2]団体追加申請（契約営業所の追加等を含む）の追加変更項目はシステム上の画面〔12-2-3 団体追加申請（項目の選択）〕で選択を行います。選択した項目に応じて各画面上で入力可能な項目が制御されます。

※〔入力者情報の確認〕画面の入力者連絡先は、団体追加のみ・契約営業所の追加等を含む場合とも変更可能です。

団体追加申請は次のような画面構成となっています。



### 12-2-1 入札参加資格申請システム メニュー

システムにログイン後、メニュー画面より、「団体追加申請」のリンクを押下します。



## 12-2-2 入札参加資格申請について

入札参加資格申請についての確認事項が表示されます。

共通審査についての確認	
[PSVM0000]	
平成26・27年度 団体追加申請	
<p>本システムでは登録の際の申請・審査の効率化を目的として複数団体の申請の共通事項を1か所への申請で済むよう共通審査をしています。共通審査について以下の同意文をお読みいただき、同意されるかどうか、下のボタンより選択してください。</p> <p style="text-align: center;">同意文</p> <p>複数の自治体へ一括申請する場合において、“地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと”並びに“国税及び愛知県税に未納がないこと”を確認するために共通審査自治体(※)へ提出された書類の審査結果を、他の自治体へ提供されることに同意します。</p>	
(1)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="button" value="同意する"/> <input type="button" value="同意しない"/> </div>
<p>&lt;参考&gt;</p> <p>【地方自治法施行令第167条の4第1項】 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>【地方自治法施行令第167条の11第1項】 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。</p> <p>【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項】 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。 1 指定暴力団員 2 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 3 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの 4 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>※共通審査自治体 複数の自治体へ一括申請した場合において、“地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと”並びに“国税及び愛知県税に未納がないこと”を同時申請した自治体を代表して審査する自治体。</p>	

### 【項目説明】

#### (1) 処理の選択

ボタン名	説明
<同意する>ボタン	〔12-2-3 団体追加申請(項目の選択)〕画面が表示されます。
<同意しない>ボタン	同意していただけない場合には申請はできません。このボタンを押下すると、〔12-1-1 入札参加資格申請システムメニュー〕画面に戻ります。

### 12-2-3 団体追加申請（項目の選択）

団体追加申請を行う項目を選択します。



## 団体追加申請(項目の選択)

平成26・27年度 団体追加申請

[PSVM0010]

株式会社あいづ商店

**○団体追加申請の概要について**

システムによる入札参加資格申請の手続きがお済みの申請者は、団体追加申請を行うことができます。団体追加申請は、システムによるデータ送信のほかに、別途書類等の送付が必要となる場合があります。（提出済みの共通審査用別途書類については、改めて送付する必要はありません。）団体追加申請には、次の区分があります。

**[1]団体追加申請(団体追加のみ)**

**処理対象**  
既に登録済みの契約営業所及び希望営業種目を変更することなく、団体追加申請のみを行います。この団体追加申請は、制度上、追加申請先団体への入札参加資格申請(新規)として扱われます。比較的簡単な入力項目で済みますので、過剰はこの区分により申請してください。

**入力事項**  
追加申請先団体名、追加申請先団体の契約営業所及び営業種目順位等を入力します。

**処理概要**  
申請者は、システムにより団体追加申請します。（別途書類が必要となる場合があります。）申請内容は、追加申請団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、追加申請団体によって異なります（詳しくはこちら）。その後、必要に応じて追加届を行います。

**[2]団体追加申請(契約営業所の追加等を含む)**

**処理対象**  
団体追加申請にあわせて、契約営業所の追加及び希望営業種目の変更をすることができます。この団体追加申請は、制度上、追加申請先団体への入札参加資格申請(新規)として扱われます。また、既に登録済みの団体にかかる希望営業種目の変更は、それらの団体への変更申請(希望営業種目)として扱われます。

**入力事項**  
上記[1]の入力内容に加え、追加する契約営業所情報や変更する希望営業種目の変更内容等を入力します。

**処理概要**  
申請者は、システムにより団体追加申請します。（別途書類が必要となる場合があります。）申請内容は、関係団体の審査が完了した後に有効となります。審査期間は、変更する内容や関係する団体によって異なります（詳しくはこちら）。その後、必要に応じて追加届を行います。

**注意事項**  
資格認定済みの団体にかかる変更申請及び変更届の手續が必要の場合には、先にそちらをお済ませください。（変更申請(希望営業種目)は同時に行うことができます。）操作方法が多少複雑になりますので、あらかじめ、操作マニュアル等によりご確認ください。

**(1) [1]団体追加申請(団体追加のみ)**

既に登録済みの契約営業所及び希望営業種目を変更することなく、団体追加申請のみを行います。  
「団体追加申請(団体追加のみ)の入力へ」ボタンをクリックしてください。

>> 団体追加申請(団体追加のみ)の入力へ

**(2) [2]団体追加申請(契約営業所の追加等を含む)**

団体追加申請とあわせて追加・変更する項目を「あり」に変更のうえ、本表下の「団体追加申請(契約営業所等の追加等を含む)の入力へ」ボタンをクリックしてください。

追加・変更内容	今回追加・変更
契約営業所の追加	●なし ○あり
希望営業種目の変更	●なし ○あり

・資格認定済みの団体にかかる希望営業種目の変更は、それらの団体への変更申請(希望営業種目)として扱われます。  
・資格認定済みの団体にかかる希望営業種目以外の変更を伴う場合には、先にそちらの変更手續(変更申請・変更届等)をお済ませください。

>> 団体追加申請(契約営業所等の追加等を含む)の入力へ

**(3) 申請をやめる**

申請をやめる

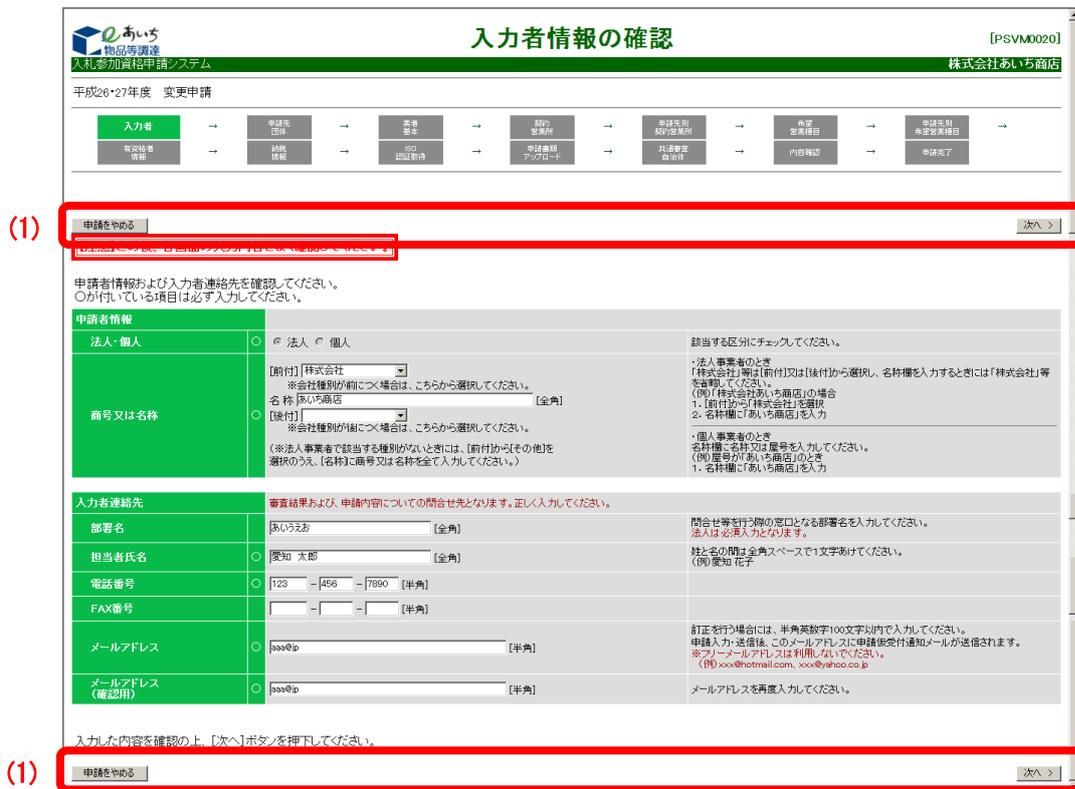
#### 【項目説明】

- (1) 団体追加申請のみを提出する場合、〈団体追加申請（団体追加のみ）の入力へ〉ボタンを押下します。
- (2) 団体追加申請とあわせて、契約営業所・希望営業種目の変更・追加を行う場合、変更する項目の「あり」のラジオボタンを押下し、〈団体追加申請（契約営業所等の追加等を含む）の入力へ〉ボタンを押下します。
- (3) 処理の選択

#### 〈申請をやめる〉ボタン

申請を中止して、〔12-1-1 入札参加資格申請システム メニュー〕画面に戻ります。

### 12-2-4 入力者情報の確認～変更項目のある画面の表示



〔12-2-3 団体追加申請（項目の選択）〕画面で〈団体追加申請（団体追加のみ）の入力へ〉または〈団体追加申請（契約営業所等の追加等を含む）の入力へ〉ボタンを押下すると、〔入力者情報の確認〕画面が表示されます。

当画面に変更項目がある場合、変更項目の入力を行います。

当画面の項目について変更する必要がない場合は、変更項目のある画面が表示されるまで〈次へ〉ボタンを押下します。

なお、表示される各画面上で変更が不可能な項目は入力できないよう制御されます。

※表示画面および項目については、『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第4章 新規申請』をご参照ください。

※「新規申請」と異なり、入力途中のデータの「一時保存」は出来ません。

#### (1) 処理の選択

ボタン名	説明
〈次へ〉ボタン	入力内容の基本チェックの後、次画面へ進みます。（入力誤りがある場合には、エラーメッセージが表示されます。）
〈申請をやめる〉ボタン	申請を中止して、〔12-1-1 入札参加資格申請システムメニュー画面〕に戻ります。

### 12-2-5 入力内容確認

変更項目の入力後、〔入力内容確認〕画面が表示されるまで<次へ>ボタンを押下して、画面を送ってください。

変更項目の入力が正しく行われたことを確認します。

※〔12-2-3 団体追加申請（項目の選択）〕画面で選択した変更項目により、当画面に表示される項目は異なります。



## 入力内容確認

[PSVX0200]

入札参加資格申請システム
株式会社あいち商店

平成24+25年度 団体追加申請

入力者  
有資格者  
情報 → 
 申請先  
団体  
納税  
情報 → 
 業者  
基本  
ISO  
認証取得 → 
 契約  
営業所  
申請書類  
アップロード → 
 申請先別  
契約営業所  
共通審査  
自治体 → 
 内容確認 → 
 希望  
営業種目 → 
 申請先別  
希望営業種目 → 
 申請完了

申請内容を確認してください。

入札参加資格(有効期間:平成26年3月31日まで)の審査を申請します。

申請先団体	変更申請 団体追加申請 岡崎市
業者統一番号	20018109
法人・個人	法人
会社法人等番号	1234-56-789876

入力者情報

商号又は名称	株式会社あいち商店
連絡先部署名	営業部
担当者氏名	担当者
電話番号	00-0000-0000
FAX番号	00-0000-0000
メールアドレス	damy@com

契約営業所情報

契約営業所情報(業者登録番号: 2001810901)

契約営業所の区分	変更前	
	変更後	支店等
委任事項	変更前	
	変更後	入札及び見積に関する事項 契約の締結、変更及び解除に関する事項 代金の請求及び受領に関する事項 その他契約締結に関する事項 前記各号に関する復代理人選任に関する事項

---

メールアドレス(契約事務)	変更前	
	変更後	test@test

納税状況

No	申請先団体	課税番号
001	豊橋市	99999998
002	岡崎市	
003	春日井市	77777777

申請書類(電子ファイル)一覧

No	申請先団体	申請書類	ファイル名
	共通審査自治体	愛知県	

すべて正しく入力したことを確認後、[申請]ボタンを押下し、申請してください。  
入力内容を訂正する場合は、[最初の入力画面に戻る]ボタンを押下し、最初の入力画面に戻り、正しく入力直してください。  
[申請]ボタンを押下する前に、この画面を印刷して入力内容を確認することをお勧めします。

(1) 申請をやめる
印刷する
< 戻る
最初の入力画面に戻る
申請

[申請]ボタンを押下後、完了まで数秒かかることがあります。「申請仮受付終了」が表示されるまでしばらくお待ちください。

【項目説明】

(1) 処理の選択

ボタン名	説明
〈印刷する〉ボタン	現在表示されている画面が印刷されます。
〈申請〉ボタン	入力した申請データを登録します。登録処理が終了すると、〔12-2-6 申請仮受付終了〕画面が表示されます。〈申請〉ボタンを押下後、完了まで数秒かかることがあります。
〈戻る〉ボタン	この画面の入力を中止し、申請の〔共通審査自治体の確認〕画面に戻ります。 ただし、入力済みの内容は保持されます。
〈最初の入力画面に戻る〉ボタン	〔入力者情報の確認〕画面が表示されます。
〈申請をやめる〉ボタン	申請を中止して、〔12-1-1 入札参加資格申請システムメニュー〕画面に戻ります。

12-2-6 申請仮受付終了

団体追加申請の仮受付が終了します。



申請先団体が別送書類の送付を必要としない場合は、別送書類送付先一覧欄の〈表示・印刷〉ボタンを押下して表示される画面の印刷および郵送の必要はありません。

### 12-3 申請取下

変更申請・団体追加申請提出後、申請先団体に於いて申請の審査が始まるまでは、申請の取下を行うことができます。

ただし、変更申請を提出した場合は、個別取下を行うことはできません。一括取下のみ可能です。

団体追加申請の場合、追加した団体への個別取下は可能ですが、希望営業種目のみ変更した団体への個別取下はできません。この場合、一括取下は可能です。

申請種類と申請取下の可否は下表のとおりです。

#### \*申請種類と取下の可否

申請種類	個別取下		一括取下
		希望営業種目のみ 変更した団体	
変更申請	不可	不可	可
団体追加申請	可（追加団体のみ）	不可	可

- ・審査が始まった申請を取下げることにはできません。

※「申請取下」の表示画面および項目については、『入札参加資格申請システム 操作マニュアル 第11章 申請取下』をご参照ください。